

景観形成重点地区 新山口駅周辺地区景観ガイドライン 山口市



新山口駅周辺地区は、山口の陸の玄関である新山口駅の北側に広がり、鉄道やバスで山口市を訪れた人々が最初に眺める、山口市の顔となるエリアです。

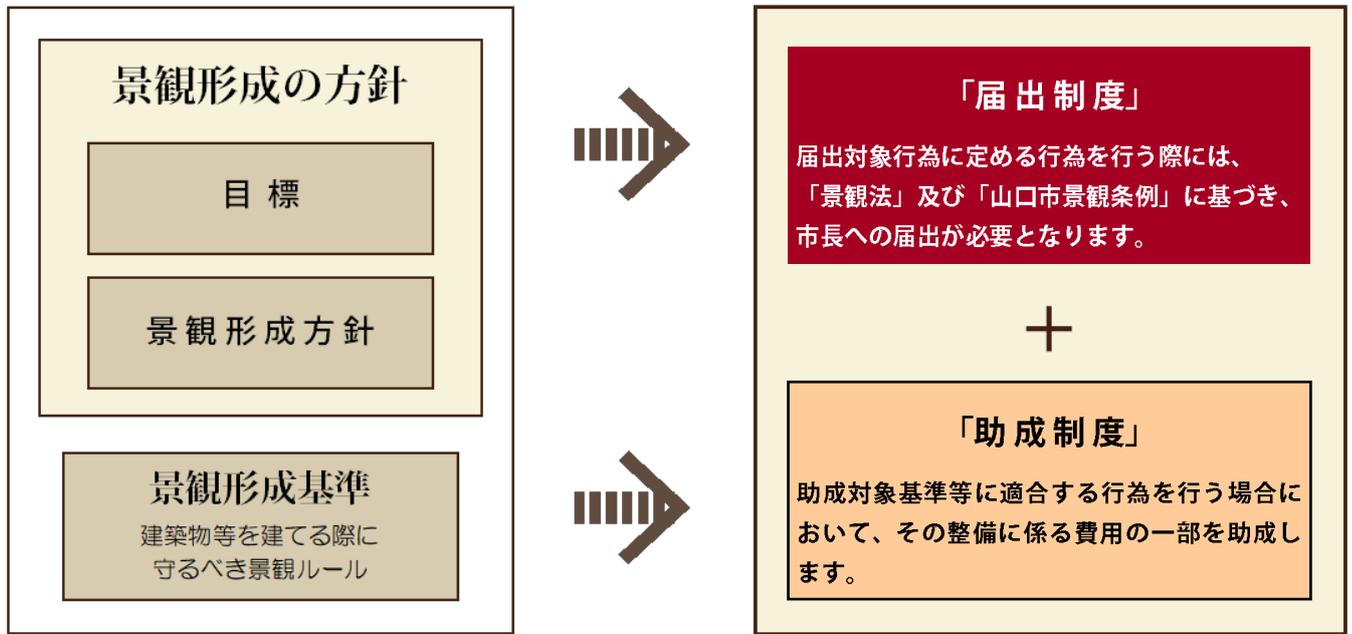
周辺地域との回遊性や交流に配慮した都市基盤整備と併せて、開放的で洗練された良好な都市景観の形成を図るため、令和3年10月、「景観形成重点地区」に指定しました。

景観は人々の生活や生業とともに育まれるものであり、景観づくりの主役は市民の皆さまです。後世に誇れる景観を形成し、育てていきましょう。

新山口駅周辺地区における景観形成の取組み

新山口駅周辺地区では、地区で定めた「景観形成の方針」、「景観形成基準」のもと、景観法に基づく「届出制度」と市条例に基づく「助成制度」により、魅力ある景観の創出と保全に向けた取組みを推進しています。

取組概要



※原則、建築確認と同様に設計業者等に御提出いただくものです。
書類の作成などで、住民の皆様には負担が生じることはございません。

ひと、まち、歴史と自然が輝く地域の特性を大切にした景観を育むために

区域図



景観形成の方針

目標

多くの人々が集い、暮らす、
山口の陸の玄関にふさわしい都市景観の
創造、育成及び保全を図ります。

景観形成方針

- ア. 新たなまちの顔として、開放的で洗練された都市景観の形成
- イ. 出会いと交わりが生み出すにぎわいの都市景観の形成
- ウ. 多彩な緑に色取られた潤いある都市景観の形成



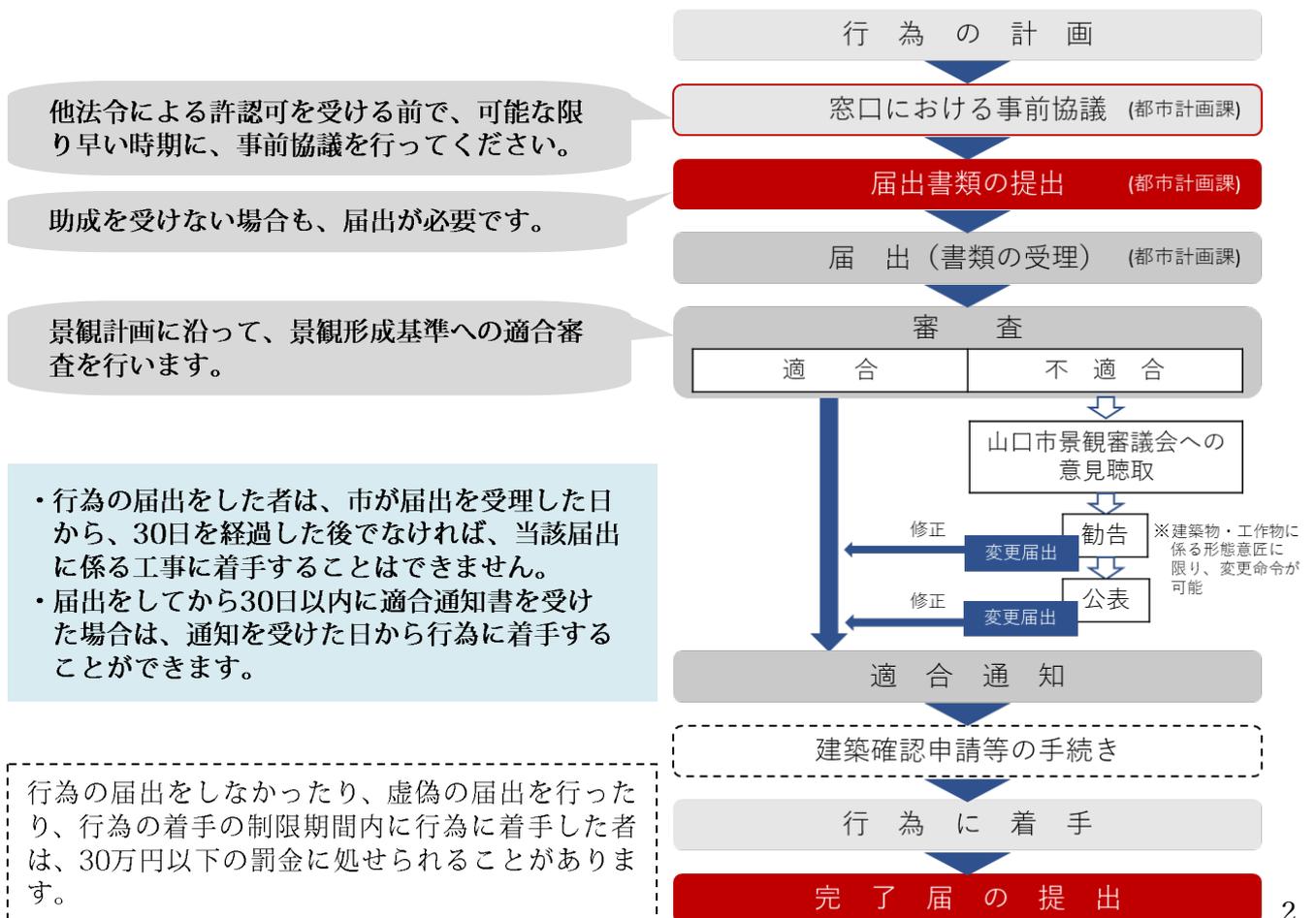
行為の届出について

届出対象行為

対象となる行為		対象となる規模等
建築物の建築等	新築、増築、改築又は移転	○新築又は移転 高さ15m以上又は延床面積3,000㎡（店舗：1,000㎡）以上 ○増築又は改築 増築又は改築後の規模が上記のもので、行為に係る面積の合計が500㎡以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ15m以上又は延床面積3,000㎡（店舗：1,000㎡）以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上
工作物の建設等※1	新設、増築、改築又は移転	○高さ10m以上 ○太陽光発電施設※2 ○屋外広告物※3
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1/2以上 ○太陽光発電施設 ○屋外広告物
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更（土砂の採取及び鉱物の掘採を除く）		○行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの

- ※1 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物は届出の対象外とする。
- ※2 建築物と一体となった太陽光発電施設を含む。
- ※3 建築物と一体となった屋外広告物を含み、山口県屋外広告物条例第6条第1項に規定する広告物又は広告物を掲出する物件を除く。

届出の流れ



景観形成基準

建築物・工作物

位置

- 駅前通りに面する建築物は、圧迫感が無く、滞留空間などのにぎわいを感じられる開放的な景観を形成するため、建築物の壁面を後退した配置とする。
- まちなみの連続性を形成・保全するために、壁面の位置は隣接する建築物を参考とし、壁面後退により創出された空間は、周囲の緑化空間や歩行空間、たまり空間と調和したものとする。

形態・意匠*

- 建築物の立ち並びや歩行空間など、周辺環境と調和し連続性に配慮した形態・意匠とする。
- 中高層建築物を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。

設備等

- 建物に付随する設備類は、建物と一体化したり、容易に周囲から見えない場所へ設置するよう配慮する。やむを得ず設置する場合には、ルーバーや植栽を活用し目隠しを施すなど容易に見えないよう配慮する。
- 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。

色彩

- 周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。
- 中高層建築物については、背景となる空と調和した色彩とする。
- にぎわいの演出のために使用するアクセントやポイントとなる色彩は、低層部分においてのみ使用し、全体として見苦しくないよう留意する。
- 屋根は外壁色と調和したものとする。⇒裏表紙『色彩ガイドライン』を参照

外構・緑化等

- 新山口駅の垂直庭園の多彩な緑をまちに波及させ、潤いや山並みとのつながりを感じられるようにするため、敷地や建築物の積極的な緑化に努める。
- 駐車場は、人通りの多い通りからの見え方に配慮する。
- 駅前通りに面して駐車場を設置することは避ける。

外観照明

- 適切な照明の活用により、洗練された夜間景観を創出する。
- 商業施設では、夜間照明を効果的に活用し、夜間のにぎわいを創出する。

太陽光発電施設

- 太陽光発電施設は、土地に自立して設置しない。
- 屋根面に設置する場合には、太陽光発電施設の景観形成基準に準拠する。

屋外広告物

- 駅前通りに面するエリアでは、屋外広告物の乱立を防ぐため、自家用広告物のみの掲示とする。
- 都市の美しさを維持するため、周辺の景観や環境に調和したものとする。
- 歩行者からの目線を重視し、新山口駅からの眺望に配慮するため、屋上看板、屋根に密着する看板は避ける。
- 複数の屋外広告物を設置する場合は、集約化を図り、規模を統一する。
- 野立て看板や建築物を利用する壁面看板、張り出し看板、塀・垣を利用する看板、張り紙、立看板、広告幕等、電柱等、消火栓、アーチ等に掲示する屋外広告物の規模等は別表1に示すとおりとする。
- 高彩度の色彩を使用する際は、使用面積や色数を抑える。
- 地色は、高彩度の色彩を使用しない。

※建築物や工作物などの外観全体の特徴を表す形状、模様、デザインのこと。

建築物・工作物

造成等

- 周辺の地形を大きく改変させるような開発等は避け、周辺のまちなみ景観と調和するよう配慮する。

※「景観形成基準」は、新たに建てるもの、改築や増築を行う場合などに御配慮いただきたい内容です。既存の建築物や工作物に適用し、変更を求めるものではございません。

届出対象行為の種類ごとに、配慮を求める項目が定められており、該当する基準については、全て適合させることが必要となります。なお、地区の景観形成の方針の内容に沿った景観となるよう配慮することも必要です。

別表1

屋外広告物の種別等		基準	
野立ての広告物及び広告物を掲出する物件		面積	30㎡以下
		高さ	5m以下
		その他	原則として道路等と平行に表示
建築物を利用する広告物	壁面に密着するもの	面積	壁面等の1/2以下かつ20㎡以下
		その他	壁面等の端から突き出さない
	壁面に密着しないもの	面積	20㎡以下
		高さ	広告物の下端は地上から2.5m以上（車道等※上では4.5m以上）、上端は3階の床面以下
		その他	突出し幅は壁面から1.5m以下
へい広告及びかき広告		面積	塀等の1/2以下かつ20㎡以下
はり紙及びこれに類するもの		面積	1㎡未満
		その他	同一内容のものは1か所につき2枚以下
立看板		面積	縦2.0m以下、横1.0m以下
		高さ	脚部0.5m以下
		その他	定着物に3か所以上を結着、表示面は垂直
広告幕及びこれに類するもの	横断幕等	面積	幅1.5m以下、長さ15.0m以下
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等上：同4.5m以上
	旗、のぼり等	面積	縦5.0m以下、横1.0m以下
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等上：同4.5m以上
電柱又は街灯柱を利用する広告物及びこれを掲出する物件	共通		電柱等1本につき、突出広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個
	突出し広告	面積	縦1.2m以下、横0.5m以下
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等上：同4.5m以上
	巻付け及び直塗り広告	面積	長さ1.8m以下
		高さ	広告物の下端が地上から1.2m以上
消火栓標識を利用する広告物		面積	縦0.4m以下、横0.8m以下
アーチ広告及びアーケード広告		面積	30㎡以下
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等上：同4.5m以上

※車道及び歩道と車道の区別のない道路

景観形成助成金について

助成対象となる行為

景観法第8条第2項第2号の規定による景観形成基準及びその他市長が必要と認める基準を満たす行為で、助成対象基準に適合するもの。

助成対象基準

項目		助成対象基準	助成対象
駐車場周囲の修景		<ul style="list-style-type: none"> 良好な街なみ空間の形成や街なみの連続性創出に資するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 道路との境界付近に設ける植樹帯等の新設やそれに類する修景
付属物	屋外広告物 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 良好な街なみ空間の形成や街なみの連続性創出に資するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 山口市景観計画に定める「駅前通りに面するエリア」（以下、「駅前通りに面するエリア」という。）における、屋外広告物の景観形成基準に適合させるための撤去
	設備機器の修景	<ul style="list-style-type: none"> 建物と一体的に調和したもの 隠蔽されたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 空調機器や自動販売機の修景のための工作物
緑化 ^{※2}	緑化樹木等の植栽	<ul style="list-style-type: none"> 多彩な緑に色取られた潤いある都市景観の形成に資するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 駅前通りに面するエリアのうち、市道中領長谷線又は矢足新山口駅線に面し、それらの通りからの目視が容易な場所における緑化樹木等の植栽
	壁面緑化		<ul style="list-style-type: none"> 駅前通りに面するエリアにおける建築物等のうち、市道中領長谷線又は矢足新山口駅線に面し、それらの通りからの目視が容易な壁面の緑化

※1 令和3年10月7日以前に設置されたものに限る。

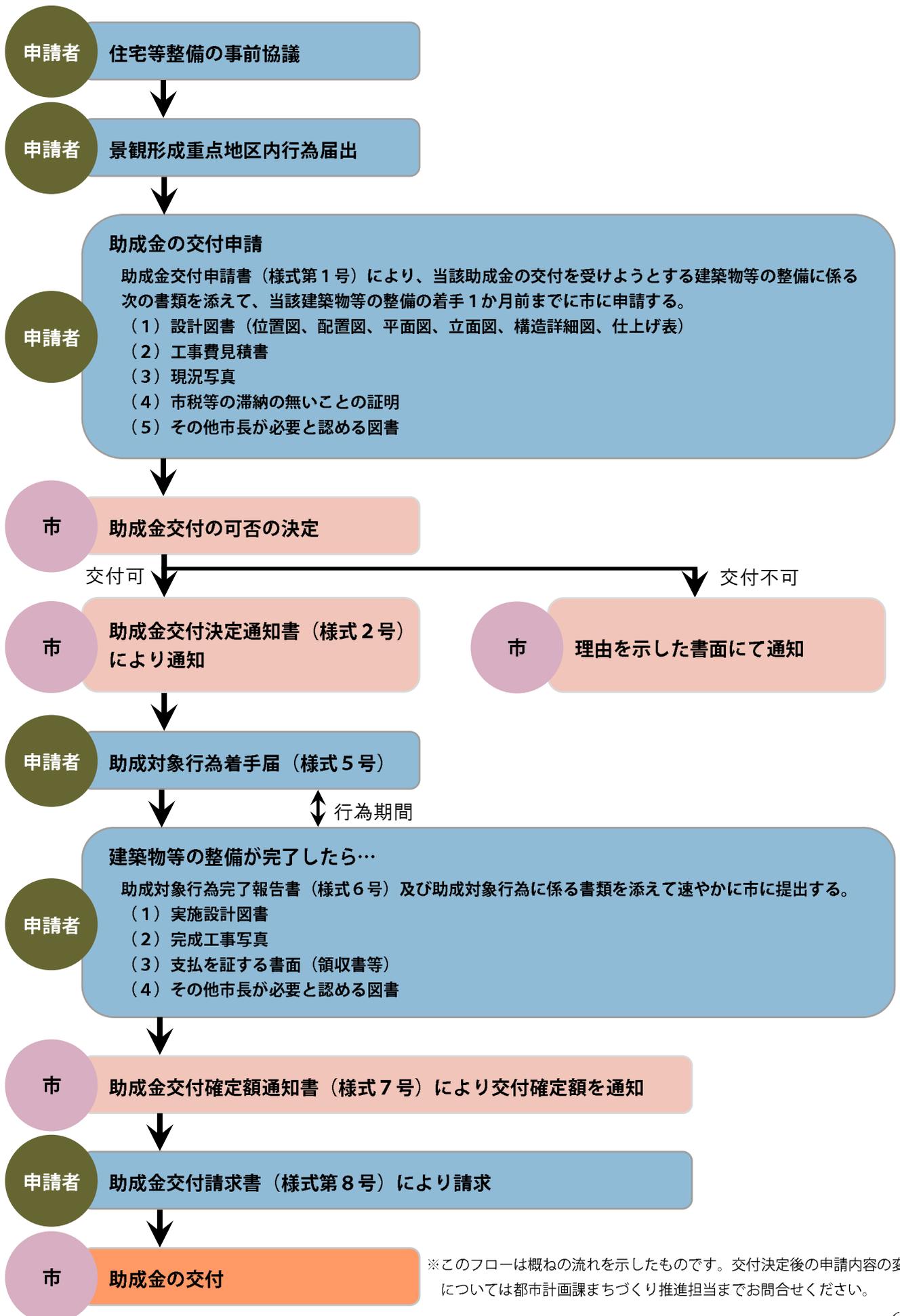
※2 一年草や野菜、移動可能なプランター等の設置は除く。

景観形成助成適用範囲

種別	対象物件	適用範囲	助成率	助成限度額
駐車場周囲の修景		<ul style="list-style-type: none"> 土工を除く材料費及びその施工費 	1 / 3	50万円
付属物	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 撤去費 	1 / 3	50万円
	設備機器の修景	<ul style="list-style-type: none"> 材料費及びその施工費 	1 / 3	25万円
緑化	緑化樹木等の植栽	<ul style="list-style-type: none"> 植栽の施工費 	1 / 3	10万円
	壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> 壁面緑化の施工費 	1 / 3	50万円

※助成金の交付は、同一の建築物などの種別毎に1回限りとし、全体の交付額は100万円を超えない額とする。（ただし、山口市みどりの生活通り推進事業補助金（山口市開発指導課）によるものを除く。）

助成金交付手続きの流れ



※このフローは概ねの流れを示したものです。交付決定後の申請内容の変更などについては都市計画課まちづくり推進担当までお問合せください。

色彩ガイドライン

建築物等の色彩は、景観形成に大きな影響を与えるため、色彩をコントロールすることは良好な景観を保全・形成していく上で重要です。

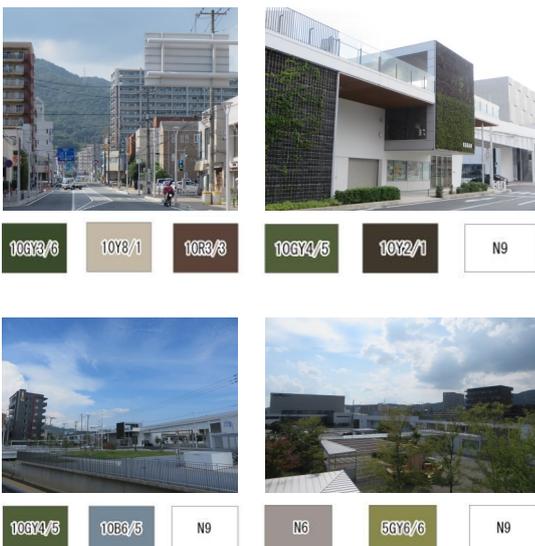
ここでは、景観形成基準に基づき、建築物等の色彩を検討するにあたっての参考として、『マンセル表色系*』により推奨色や地区にふさわしくない避けるべき色の目安を示しています。

※マンセル表色系とは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩尺度であり、色彩を「色相」（いろあい）、「明度」（あかるさ）、「彩度」（あざやかさ）の3つの尺度を用いて表したものです。

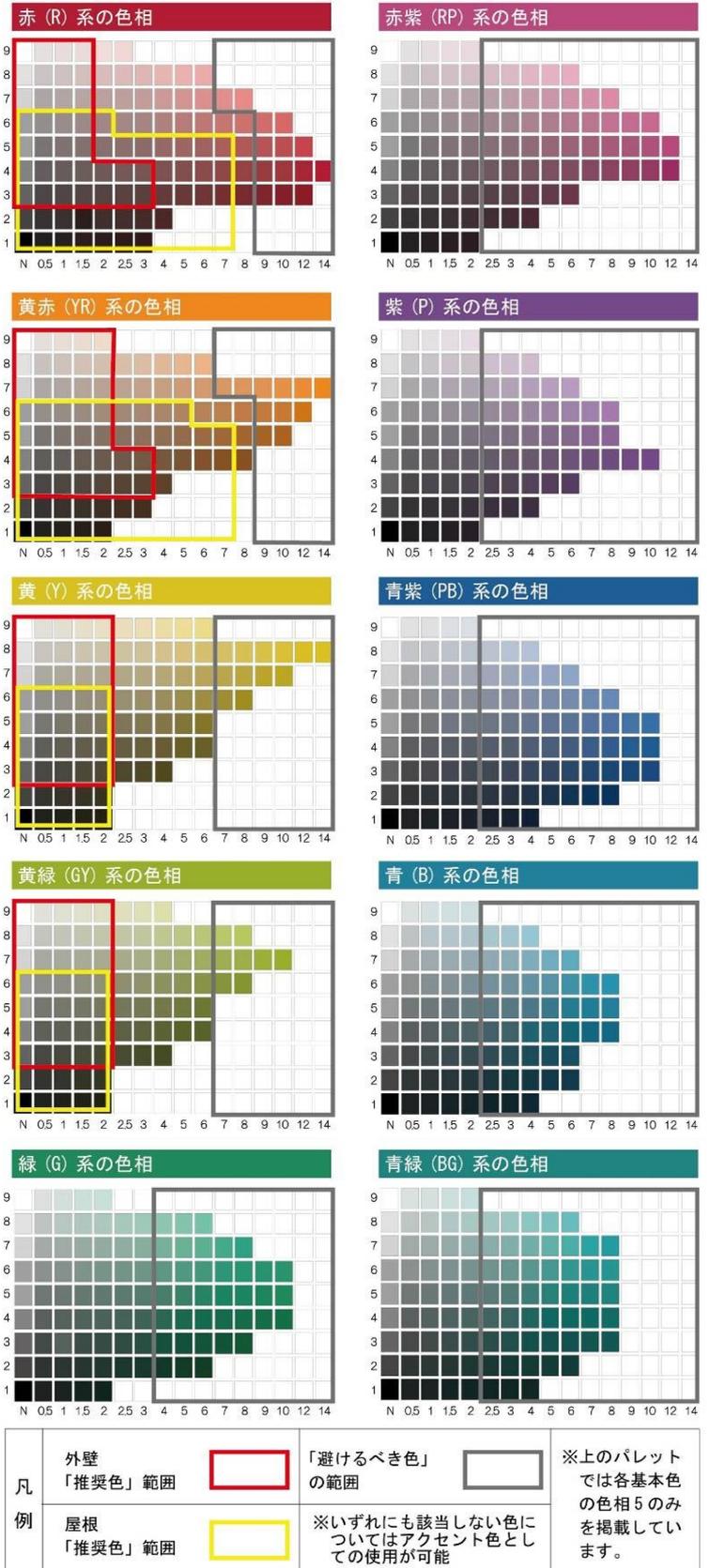
新山口駅周辺地区の推奨色

山口の陸の玄関にふさわしい、開放的で洗練された都市景観を形成し、多彩な緑となじむよう、赤や黄などで低彩度の色彩を基調とすることを推奨します。

- 外壁：**赤、黄赤の低中彩度の範囲
黄、黄緑の低彩度の範囲
- 屋根：**赤、黄赤の低中明度・低中彩度の範囲
黄、黄緑の低中明度・低彩度の範囲



◇色相別の推奨色等範囲のイメージ



お問合せ先

山口市 都市整備部 都市計画課

〒753-8650 山口市亀山町2-1
TEL 083-934-2831 / FAX 083-934-2654
E-mail toshi@city.yamaguchi.lg.jp